

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第22号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年墨田区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第4項中「3月で除して」を「12月で除した数に4を乗じて」に改める。

第9条第11号中「（1会計年度につき3日を限度とする。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(12) 育児時間

(13) 短期の介護休暇

第24条の2第1項第7号中「を取得している会計年度任用職員として勤務した」を「により勤務しない」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。